

# 兵庫県公報

令和3年12月8日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

選挙管理委員会告示	ページ
○ 令和3年6月6日執行尼崎市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	1

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第131号

令和3年6月6日執行尼崎市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和3年6月6日執行の尼崎市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和3年12月8日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

裁 決 書

審査申立人  
尼崎市浜田町3丁目63番地の6  
寺 坂 美 一

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和3年8月18日付けで提起した同年6月6日執行の尼崎市議会議員選挙（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

#### 1 審査の申立ての経緯

- (1) 申立人は、本件選挙における候補者です。
- (2) 令和3年6月6日、本件選挙において、申立人は、1,912票を得て、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第95条による法定得票数は超えたものの、当選には至らず1票差で次点となりました。
- (3) 申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、同月18日付けで尼崎市選挙管理委員会（以下「市選管」といいます。）に対し異議を申し出ました。
- (4) 市選管は、同年7月29日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」といいます。）をしました。
- (5) 申立人は、これを不服として、同年8月18日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の最下位当選人迫田敬一（以下「迫田候補」といいます。）の当選を無効とする裁決を求め、本件審査を申し立てました。

#### 2 審査の申立ての理由

- (1) 本件選挙の開票手続の適正性に疑義があります。
- (2) 本件選挙における疑問票等の取扱いについては、事実評価に対する明白な過誤があります。
- (3) 本件選挙における無効投票率に対する評価については著しい問題があります。
- (4) 送付漏れに係る不在者投票の開票に関する判断は、法解釈に誤りがあります。
- (5) 本件選挙では、迫田候補と申立人の得票差が1票と極めて僅差であることを重視すべきです。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、市選管から審査の申立てに対する弁明書、申立人から市選管の弁明に対する反論書の提出を求め、慎重に審理を行いました。

## 1 市選管の弁明の趣旨

(1) 票の分類から集計までの作業は、全て機械的、自動的に行われるのではなく、市職員の手作業により行われ、各過程において作業の速度にばらつきが生じ、票の処理が一時的に滞留することもあり、申立人が指摘する候補者の数が一時的に集中したと想定されます。

また、開票速報の発表時刻を見据えた集計作業の進捗状況により、新たな票束の集計を次回開票速報の集計に回すなど調整を行うことがあるものの、各候補者の票束を放置することはありえません。

(2) 過去の裁判例や行政実例を踏まえ、票の記載に誤字、脱字等が存在したり、明確を欠いたりする点があっても、その記された文字の全体的な考察により投票者の意思をくみ取ることができる場合は、できる限り有効投票として取り扱い、文字の全体的な考察に当たっては、音感上の類似や漢字のつくりの音などを手掛かりに判断しました。

(3) 無効投票の妥当な数については、一義的に確定できるものではありませんが、過去に実施された選挙の比率と大きく乖離していなければ、正当性は失われません。また、開票作業において、開票管理者及び開票立会人が投票を点検しており、有効投票が無効投票として取り扱われているとは考え難いです。

(4) 不在者投票により投票された票が開票時までに送致されなかったため投票行為がなかったものと取り扱われた票の内容を取り調べることは、法の定める手続によらずに票を開票し、開票結果を確定し直すことに等しく、法の予定するところではなく、またこれの取調べは投票の秘密を侵すことにつながり、許されません。

(5) 得票差が1票であったとしても、本件選挙は適正に執行されました。1票という結果のみをとらえた主張は、結果から過程を論じるもので、妥当とはいえません。

## 2 申立人の反論の趣旨

(1) 票数計数にばらつきが生じることを正当化できる理由はなく、「偶然の産物」と強弁せざるを得ない事態は、開票手続の適正性や正確性に対する軽視があります。

(2) 投票の効力の判断が硬直的と指摘を受けるや否や、音感も併せた判断をしていると説明を転換させることは、疑問票の取扱いに対する判断基準が明確でなく、曖昧であったことを証するものです。

(3) 疑問票に関する判断基準が明確でないことから、無効投票の再点検及び再計数を行なうべきです。

(4) 仮に迫田候補の決定の適正性等が検証されないのであれば、法第209条に基づく判断が行われる必要があります。

(5) 1票差という事態を軽視せず、検証することを求めます。

## 3 当選無効の判断基準

当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされています。

4 このため、申立人が主張する申立理由が、当選の効力を争う原因となり得べき違法事由に該当するか否かについて判断します。

## (1) 審査の申立ての理由(1)について

申立人は、特定候補者のみ30分間で得票数が1,600票増加したことをもって、開票手続の適正性に疑義があり、全票の再点検及び再計数が必要がある旨を主張します。しかし、本件選挙における開票事務は、開票所において、開票管理者及び開票立会人の立会いのもとで法の規定に基づき適正に行われており、開票の途中段階での公表において、特定候補者の得票数が他の候補者の得票数と比べ、増加幅に違いがあったとしても、そのことをもって、不適正な開票手続があったとは判断できないことから、申立人の主張は採用できません。

## (2) 審査の申立ての理由(2)について

申立人は、疑問票等の取扱いについては、事実評価に対する明白な過誤がある可能性を主張しますが、申立人からは、その主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有する証拠は何ら提示されていません。しかしながら、迫田候補と申立人の得票差が1票である中、市選管及び申立人が主張する疑問票の存在自体が不明確であり、その存否を確認する必要があることから開披点検を実施します。

## (3) 審査の申立ての理由(3)について

申立人は、無効投票率に対する評価については著しい問題があると主張しますが、無効投票率が当選結果に影響を及ぼす具体的な証拠が提示されず、不適正な開票手続があったとは判断できないことから、申立人の主張は採用できません。

## (4) 審査の申立ての理由(4)について

申立人は、不在者投票の開票に関する市選管の判断は、法解釈に誤りがあり、投票結果に反映させることを主張しますが、投票終了時刻までに投票所に到達した不在者投票のみ開票手続が行われるのであり、投票終了時刻後に到達したものを開票することは法に規定されていないことから、愛知県名古屋千種区選挙管理委員会（以下「区選管」といいます。）から、投票日の翌々に市選管に到達した不在者投票について、いずれの候補者に対する投票であるかなどを取り調べ、その結果を選挙人が表明した意思として取り扱い、選挙の結果に反映させることは許されないため、申立人の主張は採用できません。

## (5) 審査の申立ての理由(5)について

申立人は、迫田候補と申立人の得票差が1票と極めて僅差であることから、この点を十分に考慮する必要があると主張します。申立人からは、考慮すべき具体性を有する主張がなされていませんが、迫田候補と申立人の得票差が1票と極めて僅差であることを鑑み開披点検を実施し、申立人が主張する疑問票の存否を確認します。

- 5 以上により、申立人が主張する申立ての理由(1)、(3)及び(4)に該当する前述の「当選人の決定手続の違法」については、申立人の主張を採用する理由がありませんが、申立ての理由(2)及び(5)に該当する「各候補者の有効得票数の算定の違法」については、申立人が主張する疑問票の存否を明らかにするため、また得票差が1票と極めて僅差であることを鑑み、法第216条第2項により、当委員会の職権に基づき、市選管が保存する本件選挙に係る投票の提出を受け、開披点検を実施しました。

## 6 開披点検

当委員会は、申立人、迫田候補及び市選管の立会いを認めましたが、迫田候補及び市選管は欠席し、申立人の立会いの上でこれを実施しました。

有効投票の開披点検の対象は、次の(1)及び(2)の理由により迫田候補及び申立人の票としました。また、審理に関わるものとして無効投票も開披点検の対象としました。

(1) 審査の申立ては、迫田候補の当選無効及び申立人の当選を求めるものであり、他の候補者の当選無効を主張していません。

(2) 迫田候補及び申立人の有効投票は、1票でも誤りがあれば選挙の結果に異動を及ぼすため確認を必要としますが、その他の候補者の有効投票を開披点検したとしても、申立人とその他の候補者の得票差を鑑みると、選挙の結果に異動を及ぼす虞はありません。

開披点検の結果、当選の効力に異動を生じる虞があり当委員会の判断を要するとした投票（以下「摘出票」といいます。）は、別記1から別記3までに示したとおりです。

なお、別記1は、迫田候補の有効投票の中から、別記2は申立人の有効投票の中から、別記3は無効投票の中から摘出したものです。

また、開披点検に際し、迫田候補及び申立人の有効投票の票数並びに無効投票の票数について、本件選挙における選挙録と一致していることを確認しています。

## 7 投票の効力

投票の効力の決定にあたっては、法第67条において、「法第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効にしなければならない。」と規定しており、その選挙人の意思の判断にあたっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。」（最高裁判所昭和31年2月3日判決）とされています。

また、1人の候補者の氏と他の候補者の名で構成されている投票の効力については、「特段の事由によるものを除き、選挙人は1人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を2人の候補者氏名を混記したものと無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」（最高裁判所昭和32年9月20日判決、同旨東京高等裁

判所平成23年12月8日判決)とされています。

以上の観点から、別記1から別記3までの摘出票について、その効力を判断しました。

(1) 迫田候補の有効投票

ア 別記1-1

この投票は、迫田候補の氏及び名のいずれも類似性が認められないことから、迫田候補の氏名を記載したものと判断し難く、無効と判断せざるを得ません。

イ 別記1-2から同1-7まで

これらの投票に記載の「様」、「氏」及び「さん」の記載は、法第68条第1項第6号ただし書に規定する敬称の類いと認められることから、迫田候補の有効投票と解するのが相当です。

ウ 別記1-8

この投票の氏である「さご田」は、迫田候補の氏に類似し、他に類似する氏の候補者はいません。名の「けいいち」は迫田候補と一致し、また、「さん」の記載は敬称の類いと認められることから、迫田候補の有効投票と解するのが相当です。

エ 別記1-9から同1-12まで

これらの投票の氏である「さわ田」、「さい田」、「さた田」及び「さらだ」は、迫田候補の氏に類似し、「さこ田(さこだ)」の誤記と認められ、他に類似する氏の候補者はいないことから、迫田候補の有効投票と解するのが相当です。

オ 別記1-13から同1-17まで

これらの投票の氏は、迫田候補の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいません。名の「けんいち」は迫田候補の名と類似しているほか、山崎憲一(通称「山崎けんいち」。以下「山崎候補」といいます。)、中尾健一(通称「中尾けんいち」。以下「中尾候補」といいます。)、別府建一(通称「別府けんいち」。以下「別府候補」といいます。)の名と一致するものの、類似性がない迫田候補の氏を正確に記載していることから、迫田候補の有効投票と解するのが相当です。

カ 別記1-18から同1-20まで

これらの投票の氏は、迫田候補の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいません。名の「けつつち」、「けんいち」及び「えいち」は、迫田候補の名の正確な記載ではありませんが、「けいいち」を誤って記載しているものと推察できることから、迫田候補の有効投票と解するのが相当です。

(2) 申立人の有効投票

ア 別記2-1

この投票の氏は申立人の氏と一致し、名の「けんいち」は山崎候補、中尾候補、別府候補の名と一致しています。

これら候補者の氏である「寺坂(てらさか)」、「山崎(やまさき)」、「中尾(なかお)」、「別府(べっふ)」及び名である「よしかず」、「けんいち」には、いずれも類似性が認められないことから、申立人、山崎候補、中尾候補、別府候補のいずれの氏名を記載したか判断し難く、候補者の氏及び名を混記したものというべきであり、法第68条第1項第8号の規定により無効と判断せざるを得ません。

イ 別記2-2

この投票の氏は申立人の氏と一致し、他に類似する候補者はいませんが、名の「かずひろ」に類似する候補者がいません。申立人の「よしかず」との類似性についても、「よし」と「かず」の順を誤って記載していると推察するとしても、「よし」と「ひろ」に類似性が認められません。全体としては、一致する字数は多いですが、全体的な音感及び視感が著しく異なり、氏名である「寺坂よしかず」と近似性を欠くことから、無効と判断せざるを得ません。

ウ 別記2-3から同2-5まで

これらの投票に記載の「氏」及び「さん」の記載は、法第68条第1項第6号ただし書に規定する敬称の類いと認められることから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

エ 別記2-6から同2-9まで

申立人は、無所属で立候補しており、「無所属」、「むしょぞく」の記載は、法第68条第1項第6号ただし書に規定する身分の類いと認められることから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

オ 別記2-10から同2-15まで

これらの投票の氏の「てらおか」、「寺沢」、「寺坂」、「手坂」、「寺坂」及び「寺崎」は、申立人の氏と類似性があります。名については、いずれも他に類似する候補者がいない申立人の名である「美一」又

は「よしかず」と正確に記載していることから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

カ 別記2-16から同2-24まで

これらの投票の氏は、申立人の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいません。名の「義一」、「よしがず」、「よしがす」及び「よしかず」は、申立人の名と類似し、「美一（よしかず）」の誤記と認められ、他に類似する名の候補者はいないことから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

キ 別記2-25から同2-27まで

これらの投票の氏は、申立人の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいません。名は明瞭な文字とは言いがたい文字が各一文字ありますが、「よしかず」と判読できることから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

ク 別記2-28から同2-31まで

これらの投票の氏は、申立人の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいません。名の「よしたか」、「よしみ」、「よしのり」及び「よしかず」は、申立人の名と一致しませんが、票の記載から申立人の名である「よしかず」を誤って記載しているものと推察でき、名の誤記と認められます。他に類似する名の候補者はいないことから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

ケ 別記2-32から同2-35まで

これらの投票の氏は、申立人の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいません。名の「かずよし」及び「一美」は、申立人の名の正確な記載ではありませんが、「よし」と「かず」、「美」と「一」の順を誤って記載しているものと推察できることから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

コ 別記2-36

氏のみ記載であり、完全に一致する候補者はいません。「てさ」と記載したものに2重線が引かれたものは、候補者の氏名を記載したものを削除したものと推察でき、有意の他事記載には当たらないと判断できます。「てさか」は、申立人の氏である「てらさか」と類似しているほか、他に類似する候補者はいないことから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

サ 別記2-37及び同2-38

これらの投票の氏は、申立人の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいません。名の「よしかず」及び「よしかす」の「か」の近くにある記載は、濁点等を削除するために記載されたものと推察でき、有意の他事記載には当たらないと判断できることから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

シ 別記2-39

この投票の氏名は、申立人の氏名と一致します。氏の「寺坂」の「寺」の左横にある記載は、文字の修正箇所と推察でき、有意の他事記載には当たらないと判断できることから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

ス 別記2-40

この投票の氏は、申立人の氏と一致し、他に類似する氏の候補者はいません。名の「よしかず」は申立人の名の正確な記載ではありませんが、「よしかず」を誤って記載しているものと推察できることから、申立人の有効投票と解するのが相当です。

(3) 無効投票

ア 別記3-1

この投票の氏である「さこた」は、迫田候補の氏である「さこだ」と類似し、他に類似する氏の候補者はいません。名の「けんいち」は迫田候補の名と類似しているほか、山崎候補、中尾候補、別府候補の名と一致するものの、氏及び名の全体の類似性から、迫田候補の有効投票と判断せざるを得ません。

イ 別記3-2

この投票の氏の「寺阪」は、申立人の「寺坂」の氏と類似し、他に類似する氏の候補者はいません。「よしすぞ」は、正確明瞭に記載され、申立人の名の「よしかず」を誤記したものと認め難く、法第68条第1項第8号の規定により無効投票と解するのが相当です。

ウ 別記3-3

この投票の「さこ田」は、迫田候補の氏と一致しますが、「ふじ」は「西藤彰子（通称「西ふじあき子）」、藤野勝利（通称「藤野かつとし）」の氏の一部と推察できることから、複数の候補者の氏の記載と認められ、法第68条第1項第4号の規定により、無効投票と解するのが相当です。

エ 別記3-4

この投票は、「よし」と記載されたものと推察されますが、「吉井大晶（よしいひろあき）」、「寺坂美一

（てらさかよしかず）」及び「佐野剛志（さのつよし）」のいずれの候補者の氏又は名を記載したか判断し難く、法第68条第1項第8号の規定により、無効投票と解するのが相当です。

オ 別記3-5

この投票は、不明瞭な文字の記載であり、何人の候補者の氏名を記載したか判断し難く、法第68条第1項第8号の規定により、無効投票と解するのが相当です。

カ 別記3-6及び同3-7

これらの投票は、全体的に稚拙な記載であり、何人の候補者の氏名を記載したか判断し難く、法第68条第1項第8号の規定より、無効投票と解するのが相当です。

以上の結果から、迫田候補の得票数は、異動はなく、選挙会で決定された1,913票です。一方、申立人の得票数は、選挙会で決定された1,912票から2票を減じ、1,910票となります。

よって、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由がありません。

8 法第209条に基づく選挙の無効について

法第209条は、当選の効力に関する争訟においても、選挙の効力につき判断することを認めています。区選管からの不在者投票の送致漏れの影響が、迫田候補に最も不利益に、申立人には最も有利に働く場合を考慮しても、不在者投票の送致漏れが1票である一方、迫田候補と申立人の票差が3票であることから、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるとは判断できず、法第209条を適用すべき事由には当たりません。

9 以上のとおり、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和3年12月6日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

教示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。

別記1 (さ)田けいちの有効投票から抽出した投票

7	6	5	4	3	2	1	番号
候補者氏名 さこ田 え	候補者氏名 さこ田 え	候補者氏名 さこ田 え	候補者氏名 さこ田 けいち 氏	候補者氏名 さこ田 けいち 氏	候補者氏名 さこ田 けいち 氏	候補者氏名 さこ	投票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	市選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	無効	当委員会 決定
14	13	12	11	10	9	8	番号
候補者氏名 さこ田 けいち	候補者氏名 さこ田 けいち	候補者氏名 さこ田	候補者氏名 さこ田 けいち	候補者氏名 さこ田 けいち	候補者氏名 さこ田 けいち	候補者氏名 さこ田 けいち	投票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	市選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

20	19	18	17	16	15	番号
<small>候補者氏名</small> さこ田 けんいち	<small>候補者氏名</small> さこ田 けんいち	<small>候補者氏名</small> さこ田 けんいち	<small>候補者氏名</small> さこ田 けんいち	<small>候補者氏名</small> さこ田 けんいち	<small>候補者氏名</small> さこ田 けんいち	投票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	市選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

7	6	5	4	3	2	1	番号
<small>候補者氏名</small> 無所属 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 無所属 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂かずひろ	<small>候補者氏名</small> 寺坂けんいち	投票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	市選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	無効	無効	当委員会 決定


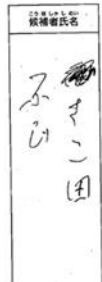
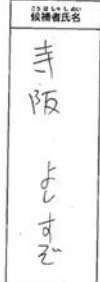
別記2 (寺坂よしかずの有効投票から抽出した投票)



14	13	12	11	10	9	8	番号
<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂美一	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂美一	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず <small>無所属</small>	投票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	市選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定
21	20	19	18	17	16	15	番号
<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂よしかず	<small>候補者氏名</small> 寺坂美一	<small>候補者氏名</small> 寺坂美一	<small>候補者氏名</small> 寺崎よしかず	投票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	市選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

28	27	26	25	24	23	22	番号
寺坂よしたか	寺坂よしがす	寺坂よしがす	寺坂よしがす	寺坂よしがす	寺坂よしがす	寺坂よしがす	投票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	市選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定
35	34	33	32	31	30	29	番号
寺坂一美	寺坂かずよし	寺坂かずよし	寺坂かずよし	寺坂よりかず	寺坂よしのり	寺坂よしみ	投票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	市選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

40	39	38	37	36	番 号
					投 票
有効	有効	有効	有効	有効	決 定 市 選 挙 会
有効	有効	有効	有効	有効	決 定 当 委 員 会

7	6	5	4	3	2	1	番 号
							投 票
無効	無効	無効	無効	無効	無効	無効	決 定 市 選 挙 会
無効	無効	無効	無効	無効	無効	有効 迫田候補の	決 定 当 委 員 会

別記3 (無効投票から抽出した投票)